

KUSHIRO
FIRE DEPARTMENT
BASIC PLAN

釧路市消防本部基本計画

はじめに

釧路市消防本部では、「誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり」を推進するため、今後6年間で組織が目指すべき方向性を明確にし、その実現に向けた釧路市消防本部基本計画を策定しました。

近年の消防を取り巻く環境は、災害の大規模化や複雑化、住民ニーズの多様化などにより大きく変化しており、更には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、消防活動においても救急隊をはじめとして感染防止対策の徹底など様々な対応が求められました。また、釧路地方においては、千島海溝沿いの海溝型大規模地震の発生が危惧される中、消防に対する期待はますます大きくなり、より高度で的確な消防行政の運営が求められています。

このような状況下において、市民の満足度やまちの活力を高めるためには、消防本部が一翼を担う災害対応力の維持向上は欠かせません。

住民の生命・身体・財産を守り、市民の信頼と期待に確実に応えるため、「消防力の充実強化」「火災予防対策の推進」「地域防災力の充実強化」の3つの政策を大きな柱として、安全・安心への取組みを推進してまいります。

令和4年

釧路市消防本部 消防長 石山 巖

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定にあたって	1
2 基本方針と重点項目.....	1
3 施策体系.....	2
4 釧路市まちづくり基本構想との関係性.....	3
5 計画の期間.....	4
6 実行計画について.....	4
7 進行管理について.....	4

第2章 基本計画（各論）

施策1 消防力の充実強化

1 職場環境.....	5
○組織体制・職場環境の整備	
2 人材育成.....	5
○教育訓練の推進	
3 消防施設.....	7
○消防庁舎の整備	
○通信施設の整備	
○消防水利の整備	
4 消防資機材.....	8
○消防車両の整備	
○消防資器材の整備	
5 救助・救急体制.....	9
○救助活動体制の強化	
○救急活動体制の強化	
○救急車適性利用の啓発	
○応急救護知識の普及	

6	広域連携体制.....	13
	○広域連携体制の強化	
	○緊急消防援助隊の連携強化	

施策2 火災予防対策の推進

1	火災予防の企画・啓発.....	14
	○防火思想の普及啓発	
	○住宅防火対策の推進	
	○防火防災教育の充実	
2	事業所等の火災予防対策.....	16
	○防火対象物の防火体制の推進	
	○危険物施設の安全対策	
3	指揮隊・火災調査体制.....	17
	○指揮隊の充実	
	○火災調査体制の強化	

施策3 地域防災力の充実強化

1	消防団.....	18
	○消防団員の確保	
	○資機材等の整備及び活動内容の充実	
	○常備消防との連携強化	
2	自主防災組織.....	19
	○自主防災体制の強化	

資料編

用語集（本文中の黄色を付した用語について、五十音順で解説）.....	20
------------------------------------	----

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定にあたって

～「誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり」を推進するために～

釧路市消防本部では、平成23年度から10年間の計画期間として、他都市との単純な比較ではなく、住民の要望に応えるためのまちづくりをどのように進めるかを念頭に置き「釧路市消防本部基本計画」を策定し、人・モノ・お金といった限られた資源を最大限に活用しながら、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に取り組んできたところです。

新たな計画では、釧路市まちづくり基本条例第23条に基づき策定された「釧路市まちづくり基本構想」の理念を踏まえ、今後の釧路市を見据え、消防本部の中長期的に目指すべき方向性を示した新たなビジョンとして定めるものです。

2 基本方針と重点項目

市民の安全・安心に対する関心は一段と高まりを見せ、消防に寄せられる期待はますます大きくなり消防需要は多様化しています。市民サービスの向上を図り「誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり」を推進するため、釧路市を取り巻く様々な環境の変化や地域実状などに的確かつ柔軟に対応し、より効果的で効率的な消防体制を確立し「消防力の充実強化」「火災予防対策の推進」「地域防災力の充実強化」に努めて、総合的な消防力の充実を目指します。

また、各種自然災害や新型コロナウイルス感染症のような未知なる感染症に対する対応も必須であり、変異株の出現のように時間の経過とともに変化していく様々な状況に的確に対応するための情報収集、装備の充実、組織体制の強化を図り、市民の生命や財産を守るため、あらゆる災害が発生しても致命的な被害を負わない強さを持った消防体制を築くことで、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指します。

特に、近い将来、発生する可能性が高いとされる日本海溝・千島海溝沿いを震源とする巨大地震等への対策に重点を置き、大規模災害時に迅速的確に対応できる消防体制の充実強化を図ります。

3 施策体系



4 釧路市まちづくり基本構想との関係性

釧路市消防本部基本計画は、釧路市が目指すべきまちづくりを実現するための最上位指針である「釧路市まちづくり基本構想」の分野別における個別計画の一つです。



5 計画の期間

釧路市消防本部基本計画では、「釧路市まちづくり基本構想」の計画最終年度に合わせ、計画期間を 2022（令和 4）年度から 2027（令和 9）年度までの 6 年間とします。

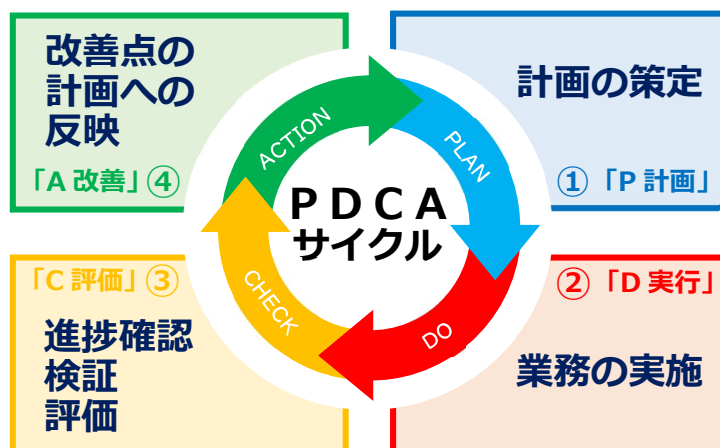


6 実行計画について

優先度、緊急度、財政状況、国や北海道の施策動向などを総合的に判断しながら、柔軟な見直し調整を図るため、目指すべき方向性を示す基本計画に「実行計画」を紐づけ、各事業の進行管理を実施します。

7 進行管理について

目指すべき方向性を示す基本計画の推進に向けて紐づけされた実行計画については、PDCAサイクルによる進行管理を行い、消防行政運営に反映します。



第2章 基本計画（各論）

施策1 消防力の充実強化

1 職場環境

市民に質の高い消防サービスを提供するためには、職員自身が健康であることが基本となることから、職員の健康保持及び増進を図るとともに、惨事ストレスやハラスメントなどメンタルヘルス対策に努めます。

また、衛生管理の改善充実に努め、職員が働きやすい職場環境づくりを実施します。

○組織体制・職場環境の整備

市民の安全・安心な生活の確保に向けて、社会情勢の変化に対応した組織体制の強化を図ります。

また、団塊世代以降の職員の定年退職が増加する中で、再任用職員が有している豊富な知識や経験を活用するなど、消防技術が継承される体制づくりを進めるとともに、女性消防吏員が活躍できる環境づくりに努めます。

2 人材育成

著しい社会環境の変化に合わせて、近年では消防行政の高度化かつ専門化が求められています。また、災害は火災・救助・救急だけではなく様々な要因によって、大規模化かつ複雑多様化する傾向となっています。釧路市消防本部では、災害現場をイメージした基本から応用までの幅広い訓練を継続して実施することで、職員の災害対応能力向上を図ります。また、業務分野の広い消防行政の遂行に必要な知識や消防職員としての使命感・倫理感を醸成するための研修の実施や、各種消防職員教育機関への派遣による高度かつ専門的な知識と技術の習得を通じて、時代の変化に対応できる人材育成を図り、組織全体の災害対応能力を向上させます。

○教育訓練の推進

- ◇ 市民の安全・安心を守る消防隊・救助隊・救急隊は、各種災害対応に万全を期するために中央消防署、西消防署ごとに年間を通した計画を作成し、様々な訓練・研修を実施します。
- ◇ 災害対応のみならず、市民の多様なニーズに応える消防行政の遂行のために、対象となる職員の資質向上を図ることを目的として、釧路市消防本部で策定した**釧路市消防本部人材育成基本方針**及び**人材育成研修プラン**のもと、職務内容・役職等に応じて受講ターゲットを絞った計画を作成し様々な訓練・研修を実施します。また、業務や災害対応の性質上、関係法令によって定められた資格の取得が必要となるため、その資格取得を図るなど計画的に資格者の養成に努めます。
- ◇ 高度化かつ専門化が求められる消防行政に対応するため、全道・全国の消防職員教育機関である北海道消防学校や消防大学校へ計画的に職員を派遣します。そのことにより、消防行政の各分野に関する最先端の知識と技術を習得させ、その効果を釧路市消防本部全体へフィードバックすることで組織の活性化を図ります。



3 消防施設

災害の多様化、自然災害の多発、救急需要の増大などの影響で、消防の果たす役割は複雑かつ高度化している中、迅速的確な消防救急活動を行うため、都市規模に見合った適正な**消防施設**の整備及び更新が必要となります。今後想定される大規模な災害を含めたあらゆる災害に備えるため、限られた予算に見合った効率的で計画的かつ中長期的な視点に立った整備及び更新を行い、総合的な対応力を高めます。

○消防庁舎の整備

老朽化が著しい消防庁舎は、計画的な改修や更新を行っていく必要があります。消防庁舎については防災拠点施設としての消防機能を維持するため、計画的な改築や改修を進め庁舎の長寿命化を図ります。

また、消防署所を計画的かつ適正に配置することにより、あらゆる災害に迅速に対応する体制の確保に努めます。



○通信施設の整備

通信施設は情報通信機器と各消防署等を繋ぐネットワークで構成された高機能な施設で、市民の生命や財産を守るあらゆる消防活動を行うため、119番通報の受付からその事案が終了するまで、様々な活動を補助します。中でも通報者からの的確な情報収集、無線通信を用いた出動隊への情報伝達、市民への災害情報発信等は消防活動の根幹と言える役割を担っています。24時間365日いかなる場合においても安定して運用するため、計画的かつ適正な整備を図ります。



○消防水利の整備

火災や震災等の災害に対応するため、**消防水利**の充足、維持管理が必要となります。

その中で主となる消火栓と防火水槽は、釧路市内に現在約 2,000 基設置され、総務省消防庁の示す基準に従って整備されています。常に使用可能な状態を維持するために、定期的な点検に加え老朽化した消火栓の移設や更新等を行い、最適な配備状況を考慮した消防水利の整備に努めます。

4 消防資機材

消防では各種災害対応に必要となる多数の**資機材**を取り扱っています。大きく分類すると消防車・はしご車・救急車といった消防車両と消防隊・救助隊・救急隊が活動時に使用する際に必要な**資器材**とに分けられます。これらを計画的に導入し、維持更新していくことは、各種災害への対応を確実迅速に行うための消防力と、その対応を行う職員の安全を確保するうえで欠かすことができません。

現在だけではなく、この先の未来にある釧路市の状況も見据えたビジョンを持ち、市民を災害から守るために最適・最良な消防資機材を選定し整備を図ります。

○消防車両の整備

地域特性に応じた効果的な消防体制維持のため、時代のニーズに合わせた消防車両の計画的な更新・整備を行い、機能強化、安全運行体制の徹底を図ります。

また、今後の釧路市の生活環境や市街地の状況変化に適切に対応するために、消防車両の配置替えや車両数等について検討します。



○消防資器材の整備

市民を様々な災害から守り、安全・安心の確保に努めていくうえで、消防資器材の整備は必要不可欠です。消防資器材は、多種多様な災害に対応する必要性からその使用用途や種類に応じて多岐にわたり、取り扱う数量も多くなっています。中には使用年数が限られているものもあることから、計画的・段階的な購入、適切な維持と更新が求められます。

更に、災害活動を行う職員の意見・要望等を積極的に取り入れた効果的で効率的な資器材改良や、退職年齢の延長に伴うベテラン職員の負担軽減を考慮した最新資器材の積極的な導入に努めます。



放水器具



救助器具（油圧式カッター）

5 救助・救急体制

社会情勢や市民の生活様式の変化による災害の大規模化かつ複雑多様化、また、危惧される巨大地震や地球温暖化に伴う異常気象等の甚大な被害が予想される大規模自然災害の発生に備えて、救助活動体制の更なる強化が求められます。どのような災害にも万全を期するために、訓練・研修を通じた救助技術の維持向上や資器材の整備等を図ります。

また、救急体制においては、増加傾向にある救急出動件数に対応するために、**指導救命士**を中心とした教育体制等により救急活動の質の向上を図るほか、救急隊員の労務管理を徹底し、救急医療体制の維持継続に繋がります。さらに、救急車適正利用の啓発や応急救護知識の普及を推進し、救急車を必要とする人のもとへ迅速に駆け付け、現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当の実施件数を増加させることで、救命率の向上に繋がります。

○救助活動体制の強化

市内には様々な救助事案に対応するために、高度で専門的な資機材を配備したレスキュー部隊である「特別救助隊」、市内全域の水難事故に対応できる「水難救助隊」、化学物質や生物剤による事故やテロが発生した際に対応できる「特殊災害救助隊」の3救助隊が配置されています。限られた人員・資機材を効果的かつ効率的に配置するとともに、今後起こり得る大規模災害を想定し、釧路市消防本部としての救助活動体制の強化のみならず、大規模災害時における全道・全国の消防機関や他の災害対応機関（警察・自衛隊・海上保安庁など）との連携・協力体制を強化させるなど、今後も高度な救助活動体制の構築を図ります。



○救急活動体制の強化

救急出動件数は、高齢化の進展、疾病構造の変化、市民ニーズの多様化などにより人口減少が進行している中でも増加の傾向にあり、令和元年は10,322件となり10年前の平成21年と比較すると1,689件、約19.6%の増加となっています。今後も人口減少が想定されているものの、人口に対する高齢者割合が増加することから、救急件数のさらなる増加が予想されます。

(別図 参照)



また、平成3年に救急救命士法が施行され30年以上が経過し、心肺機能停止傷病者への処置にとどまらず、心停止前の重度傷病者に対する輸液や低血糖傷病者に対するブドウ糖投与など処置範囲が拡大し、救急業務を取り巻く環境は急速に高度化しています。このような状況の中、市民の求める救急医療を提供するため、救急活動体制の維持強化を図ります。

◇救急隊員の労務管理

救急医療サービスの維持継続のため、救急出動件数の増加など情勢を見極め、ジョブローテーションを含めた労務管理（適正な人員及び車両の配置等）を実施します。

◇救急活動における質の向上

現場で即戦力となる救急救命士の継続的な養成を実施します。また、救急隊員への教育体制については、令和3年度から指導救命士を中心とした教育体制の運用を開始しており、本体制の充実発展のため指導救命士についても計画的な養成を図ります。



◇医療機関など関係機関との連携

釧路市消防本部内にとどまらず、釧路・根室圏地域メディカルコントロール体制下において各医療機関や消防機関と連携し、地域全体の救急医療の質の向上に繋がります。

○救急車適性利用の啓発

令和元年中の救急出動件数 10,322 件のうち、入院の必要がない軽症傷病者で、かつ、国の基準により救急車利用の必要性がないと判断された件数は 542 件あり、全体の 5.3%を占めています。救急車は限りある資源であり、早急に病院への受診や治療が必要な人々が利用すべきものです。真に救急車を必要としている人々への支障となるような事態はあってはなりません。救急車本来の利用方法を市民に周知するため、ポスターやパンフレットの配布に加え、市のホームページやSNSを活用した広報活動を広く実施します。

○応急救護知識の普及

傷病者の命を救うためには、救急隊が到着するまでの間、現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が極めて重要です。平成16年から一般市民でもAEDが使用できるようになり、応急手当の重要性はさらに高まりました。

釧路市消防本部では、平成6年から普及講習を実施しています。これまで約5,000回、受講者数は延べ124,000人以上となり、近年においても年間約6,000人が普及講習を受講しており、今後も応急救護知識の普及を図ります。



◇市民のニーズに合わせた普及講習の開催

普及講習の開催日時や開催場所など市民の要望に対し耳を傾け、柔軟性のある運用を図ります。

◇各種広報活動の実施

応急手当の重要性や普及講習開催の案内などを広く市民に周知できるよう、市のホームページやSNSなど、時代に合ったスタイルを取り入れます。

◇若年層への普及啓発の推進

釧路市消防本部では若年層（小・中・高校生）を対象にした普及講習を継続しており、毎年2,000人以上が受講しています。応急手当に関する知識の定着を図るためには若年層への普及活動が効果的であるため、今後も教育委員会等関係機関と連携し、若年層への普及啓発を推進します。

6 広域連携体制

平成 30 年胆振東部地震や平成 31 年夕張市石炭博物館火災等、北海道においても広域応援活動に対する必要性が増しています。また、千島海溝沿いの海溝型巨大地震の発生や台風等による風水害が危惧されており、釧路市消防本部だけでは災害対応が困難になることが想定されます。

令和 3 年度には緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練を釧路市で開催し、受援体制や各消防機関との連携体制の強化の重要性が再認識されています。

そのため、北海道広域消防相互応援による道内各消防本部や緊急消防援助隊、各関係機関と連携し、迅速に応援体制や受援体制を構築できるよう充実強化を図ります。

○広域連携体制の強化

釧路市地域防災計画や北海道広域消防相互応援協定に基づき、各関係機関と迅速に災害対応できるよう連携能力の強化を図ります。

また、釧路市消防本部が民間企業と締結している協定等に基づき合同訓練を実施し、災害時における連携能力の強化を図ります。

○緊急消防援助隊の連携強化

大規模かつ多様化する災害に対応できる体制を整えるため、車両及び装備の更新や緊急消防援助隊全国合同訓練及び北海道東北ブロック合同訓練へ継続的に参加することにより、応援体制の充実を図ります。

また、釧路市消防受援計画に基づき、当地が被災した場合でも消防活動能力を維持し、市民へ安全・安心を提供するため受援体制の強化を図ります。



施策2 火災予防対策の推進

1 火災予防の企画・啓発

火災予防対策は、火災の発生を未然に防止する習慣と、万が一、火災が発生した際に命を守る行動をとれる知識と技術を備えることが重要となります。日々の生活の中で忘れがちな防火意識については、イベントや各種メディアを通じて広報を行います。

また、火災統計による季節特有の火災に対する注意喚起を行い、火災による被害の減少を目指します。特に火災による死者を発生させないため、高齢者世帯への防火啓発を中心に取り組みます。

○防火思想の普及啓発

火災の無い安全で安心なまちづくりは、市民一人ひとりが防火に関心を持ち、日頃から防火に対する習慣付けと対策を行うことが必要です。市民の防火意識高揚のため、春・秋の火災予防運動をはじめとして、消防・防災フェアなどの防火イベントを開催し、広く市民に対して防火思想の普及啓発を図ります。

また、各種広報紙や防火チラシなどの紙媒体を使った広報のほか、地元FM局を活用した広報、市のホームページやSNSでの情報発信を行い、幅広い年齢層への普及啓発を実施します。

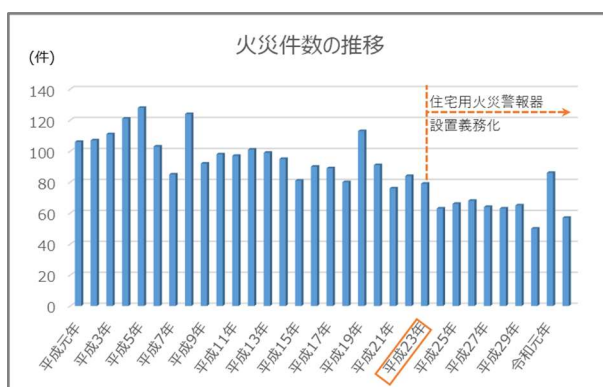


○住宅防火対策の推進

火災件数の推移を見ると、平成5年の128件をピークに減少傾向が続いています。全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化された平成23年以降は、年間火災件数が60件台で推移していることから、住宅用火災警報器の普及が火災件数の減少に効果を発揮しているものと捉えています。

しかし、令和2年以前10年間の火災を見ると4割が住宅火災で、死者のうち65歳以上の高齢者が9割近くを占めています。急速な高齢化が進んでいる超高齢化社会において、高齢者を含めた**要配慮者**に対する住宅防火対策を更に促進する必要があります。

交換の目安とされている設置から10年を経過した住宅用火災警報器の交換促進を図り、住宅火災による死者を発生させないよう、福祉部局や関係機関、町内会等と連携し要配慮者に対する防火対策を推進します。



○防火防災教育の充実

地域の防火防災力を向上させるためには、幼少期からの教育が必要です。未来の社会の主人公として地域の安全・安心の担い手を育てるため、成長段階に合わせた防火防災教育を推進します。幼児期・児童期における釧路市民防災センターを利用した学習のほか、インターンシップや職場体験学習、施設見学や避難訓練指導などの消防が関わるあらゆる場面を通じて、災害から生き抜く力を育みます。

また、防火防災イベントの開催や出前講座にて市民がいつでも学べる場の提供に努めます。



2 事業所等の火災予防対策

防火対象物や危険物施設等の火災予防を推進し、災害時の被害軽減のため事業所における防火管理体制の確立を図ります。そのために、建築物の設計段階において火災の予防に関する指導を行う**消防同意事務**や危険物施設の許可・認可等の事務を厳正に行うとともに、計画的な立入検査を実施し、法令違反等がある事業所に対しては違反を指摘し是正の指導を行います。また、火災予防に関する高度な知識及び技術を有する予防技術資格者を計画的に養成し、予防業務を迅速的確に処理できる体制の充実強化を図ります。

○防火対象物の防火体制の推進

多数の人々が入りし利用する事業所等の施設は、一旦火災が発生すると人的・物的被害が拡大する危険性が高く、社会的に与える影響が大きいことから消防法による様々な規制が課せられています。これらの施設には、計画的に立入検査を実施し、法令違反等を具体的に把握した際は、その是正を図るための指導を行います。また、**防火管理者**の指導育成や自主的な防火管理体制の確立のため、年2回の甲種防火管理講習を開催します。



○危険物施設の安全対策

ガソリン・灯油などの石油類をはじめとする消防法で定める危険物は、事業所などで幅広く使用されているほか、生活を営むうえで欠かせないものとなっています。しかし、その貯蔵・取扱いを誤ると大規模な災害となることから、危険物施設に対する立入検査等を通じて、安全管理体制や災害発生時の初動体制の指導を行い、日頃からの安全の確保に努めます。また、震災時等



においても迅速に燃料の供給を再開できるよう、各事業所の**予防規程**の見直しや、非常用発電機などの防災資機材の適正な維持管理についても指導をしていくとともに、震災時等において弾力的な運用が可能となる**仮貯蔵・仮取扱いの事前計画書**の策定を推進します。

3 指揮隊・火災調査体制

指揮隊は、火災・救助災害現場にて早期に現場を把握し、各隊の活動を統括することで有効的な火災防ぎょ体制の構築及び隊員の安全管理に努め部隊を統制します。また、火災が終息した後に火災の発生原因を適正に調査し、消防組織の「火災を防ぐ」という責務において類似火災の発生を抑制し、予防啓発に適切に反映するよう組織体制の整備・強化を図ります。

○指揮隊の充実

火災現場や大規模災害では複数の消防隊・救助隊・救急隊が活動し、警察機関やDMAT等と緊密な連携を取るための統制が必要であり、各部隊が安全かつ迅速に対応できるように指揮隊の充実強化を図ります。また、運用強化と効率的な現場指揮体制を維持するため、体制整備に努めます。



○火災調査体制の強化

火災調査は消防機関に与えられた重要な任務であり、火災原因調査を適切に行い、火災予防行政に活かすことが必要です。近年は、火災の多様化、製造物責任法の施行、司法機関等からの情報開示請求など火災調査を取り巻く環境も変化してきており、調査結果の信頼性も今後ますます要求されます。このことから、警察機関との協力体制の維持と出火原因の判定を記録整理した適正な調査資料を作成できる火災調査員を育成します。



施策3 地域防災力の充実強化

1 消防団

消防団は地域事情に精通し、即時動員力・即時対応力もあることから、地域防災に欠くことのできない重要な役割を担っている地域密着型の組織です。

また、災害対応以外でも住宅防火指導や応急手当の普及促進、地域行事への積極的な参加など幅広い活動を行っており、地域コミュニティの活性化にも大きく貢献しています。

○消防団員の確保

地域に必要な消防団員数を確保するため、従来の活動に固執することなく必要に応じて消防団活動や業務の見直しを行い、誰もが憧れる魅力ある消防団を目指し、入団しやすい環境づくりを推進します。

また、ライフスタイルの多様性、社会環境の変化などに柔軟に対応し得る消防団活動を推進します。

○資機材等の整備及び活動内容の充実

消防団員が有効かつ積極的に活動できるよう、資機材等の整備及び教育訓練を実施し、団員の士気及び能力の向上を図り、地域防災力の確保を推進します。

○常備消防との連携強化

地域の防災総合力を高めるためには、**常備消防**と**非常備消防**とが連携して災害に対応することが不可欠です。地域で発生する火災等各種災害に協同で対応するため、連携体制の整備や日常的な合同訓練の実施など、地域住民の更なる安全・安心を確保するための体制強化を推進します。



2 自主防災組織

災害発生時の初期消火や人命救助、避難誘導等の活動では、地域の自主防災組織が大きな役割を果たします。「自分の身は自分で守り、地域の安全は地域で守る。」という防火防災意識の啓発を推進し、災害時に自ら率先して行動ができるリーダーの育成や地域において自主的に訓練を実施できる組織づくりをサポートし、地域防災力の向上を図ります。

○自主防災体制の強化

釧路市では町内会をベースとする自主防災組織である「**釧路市連合防災推進協議会**」と「**釧路市家庭防災推進員連絡協議会**」が中心となり、地域に根付いた活動が行われています。災害発生時における被害の軽減及び地域において互いに助け合う「共助」体制の構築のため、訓練や研修会を積極的に行っています。しかしながら、活動する人が固定化されるなど組織のマンネリ化や高齢化が進んでいることから、より広い視野を求めた活動をするため、地域で活動する消防団をはじめとする団体や企業等との連携強化を推進します。



○仮貯蔵・仮取扱いの事前計画書

東日本大震災では、危険物施設が被災したことにより燃料の供給が困難となった。このことを踏まえて、電話連絡により迅速に燃料の供給を再開することができるよう、事業所が事前に危険物の仮貯蔵・仮取扱いについて届出をする計画書。

○救急救命士

急病や怪我人が発生した場所から医療機関に搬送するまでの間に、傷病者を観察し必要な処置を施すプレホスピタルケア（病院前救護）を担う医療国家資格。（平成3年に制度化。緊急時には、医師の指示のもと気管挿管や静脈路確保（点滴）、薬剤投与などの処置（特定行為）を行うことが可能。）

○緊急消防援助隊

平成7年（1995年）阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため創設されたもの。

○釧路市家庭防災推進員連絡協議会

昭和55年に「防災は、先ず家庭から」と各町内会から選ばれた家庭婦人に市長が家庭防災推進員として委嘱。地域防災リーダー的役割をお願いするなど主婦同士が共に声を掛け合っただけで防災の輪を広める運動などを展開する団体。

○釧路市消防本部人材育成基本方針

釧路市人材育成基本方針に基づき、消防の特殊性を加味して人材育成に関する基本的な方向性や具体的な取組みを定めたもの。

○釧路市消防受援計画

釧路市消防本部管内において地震等による大規模な災害や特殊な災害が発生し、北海道広域消防相互応援協定や緊急消防援助隊の応援を受ける場合に、応援部隊との円滑かつ効果的な活動体制を確保することを目的に定めたもの。

○釧路市連合防災推進協議会

地区連合町内会を単位とする防災推進協議会を統括する自主防災組織。
(昭和60年6月に結成され、地域の防災活動に必要な知識の習得や災害時の防災リーダーの育成、未組織地域の組織化への取組みを行う。)

○釧路・根室圏地域メディカルコントロール体制

メディカルコントロール体制とは、救急現場から医療機関に搬送するまでの間の医療の質を保証することを目的に、救急救命士に対する指示体制および救急隊員に対する指導・助言体制や救急活動の医学的観点からの事後検証体制、さらに救急救命士の病院実習等の再教育体制の充実等を整備し運用していくシステム。北海道は6つのブロックに分けられており、釧路市は「釧路・根室圏メディカルコントロール体制」に属する。

○資器材、資機材

本計画では、災害現場等で隊員が持ち運べる規模の小さなものを資器材、消防車両・救急車両等の規模の大きいもの及び前述の資器材を全て含めて資機材として使い分けている。

○指導救命士

救急救命士として一定のキャリアを積んだ後、専門的な教育や病院実習などの必要な要件を満たし、北海道から認定された救急救命士。(釧路市消防本部においては、令和3年度から指導救命士を中心とした教育体制の運用を開始しており、救急に関する教育全般を担っている。)

○常備消防・非常備消防

常備消防とは、消防本部・消防署において、専任の職員が消防業務を行う組織体制。

非常備消防とは、消防団に所属する消防団員がそれぞれの仕事を持ちながら「地域を守る」という精神に基づき災害対応などを行う組織体制。

○消防施設

消防機関または市町村が公共の用に供するために設置する消火栓、防火水槽、消防自動車、消防署及び通信施設など。

○消防水利

消防活動に必要な水を確保するための消火栓や防火水槽、海や河川など。

○消防同意事務

建築物を建てる際には建築確認申請の手続きが必要であり、その事務手続きの中で、消防法令上設置が必要な消防用設備や火災予防条例で規制がかかる火気設備等の審査を消防機関が行うこと。

○人材育成研修プラン

計画的かつ効果的な研修体制を構築するため、釧路市消防本部内各部門における人材育成の方向性を定めたもの。

○製造物責任法

製造物の欠陥が原因で生命、身体又は財産に損害を被った場合に、被害者が製造業者等に対して損害賠償を求めることができることを規定した法律。

○DMAT（ディーマット）

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多数傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた医療チーム。“Disaster Medical Assistance Team”の頭字語で「DMAT」。

○日本海溝・千島海溝沿いを震源とする巨大地震

発生リスクが非常に高く、国も最高危険度ランクにしている北海道や東北地方北部（千島海溝）と三陸沖から房総沖（日本海溝）を震源とする巨大地震。（震度は、北海道沖の千島海溝でマグニチュード 9.3、東北沖の日本海溝でマグニチュード 9.1、震源地近隣の北海道から千葉県の太平洋側の地方自治体は、最大で 30 メートル近い津波に襲われると想定されている。）

○防火管理者

多数の人が出入りする建物で火災が発生した場合、人的、物的被害が大きくなる。そのような建物には消防法で防火管理者を選任することが定められている。防火管理者は火災の発生に備えて訓練を実施したり、火災による被害を防止するため消防用設備等の適正な管理を行うなど、建物の防火に関する業務を計画的に行う責任者。

○北海道広域消防相互応援協定

消防組織法第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的として定められたもの。

○要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児など災害が発生した際に特別な配慮が必要となる人。

○予防規程

危険物を取扱う施設において、火災を予防し安全を確保するためそれぞれの危険物施設の実情にあった、具体的で自主的な保安基準。

KUSHIRO FIRE DEPARTMENT BASIC PLAN

釧路市消防本部基本計画

発行年 2022年（令和4年）
編集・発行 釧路市消防本部総務課
〒085-0022
釧路市南浜町4番8号